

定目的語省略認可条件の緩和現象

著者	館 清隆
雑誌名	福井大学教育地域科学部紀要 第I部 人文科学(外国語・外国文学編)
巻	65
ページ	1-8
発行年	2009-12
URL	http://hdl.handle.net/10098/2407

定目的語省略認可条件の緩和現象

館 清 隆

(2009年9月30日受付)

キーワード：定性 目的語省略 日英対照 地域科学

1. はじめに

日本語と異なり、英語では、語用論的に回復が可能な (pragmatically recoverable) 場合でも、動詞の目的語の省略に制限が強いことは、広く知られている事実である。例えば、壊れた置時計を前にして、日本語では、(1.b) の意味で、(1.a) のように目的語を省略して、尋ねることが可能である。なお、以下の例では、必要な場合に、下線で目的語が省略されている位置を示す。

- (1) a. 君が _____ 壊したの。
b. 君がこの時計を壊したの。

英語では、同じ状況であっても、(2.a) のように尋ねることはできない。目的語を明示的にして、(2.b) のように尋ねなければならない。

- (2) a. *Did you break _____ ?
b. Did you break this clock / this / it?

上の例では、発話の場面 (situation) から指示対象 (referent) が回復可能であった。先行する文脈 (context) から回復可能性が保障されている場合にも、日本語と英語では、目的語の省略可能性が異なる。⁽¹⁾

- (3) a. 彼女が時計を壊したので、彼は _____ 修理屋さんへ持っていった。
b. *As she broke the clock, he brought _____ to the repair shop.

日本語では、目的語が語用論的に回復可能であれば省略可能であるのに対して、英語では、常に目的語は省略不可能であるというのであれば、事情は簡単である。しかしながら、これでは言語事実を正しく把握していないことになる。次の例が示すように、回復可能性が保障されている

状況で、日本語でも英語でも同様に目的語が省略可能な場合がある。

- (4) a. 部屋で話をしていたら、急に太郎が _____ 出て行ったので、私たちは _____ 追いか
 けました。
 b. 部屋で話をしていたら、急に太郎がその部屋を出て行ったので、私たちは彼を追いか
 けました。
- (5) a. While we were talking in a room, Taro left _____ suddenly and we followed _____.
 b. While we were talking in a room, Taro left the room suddenly and we followed him.

例 (5) では、先行する文脈から回復可能であるために、leaveの目的語the roomとfollowの目的語himは、英語においても省略可能である。以上のことから、英語では、語用論的な回復可能性の条件に加えて、語彙論的条件 (lexical condition) を定目的語 (definite object NP) の省略に課することが必要であることになる。

上述した日本語と英語の違いは、英語を外国語として学習する日本人にとって、厄介な問題である。体系的な指導を受けることがなければ、乗り越えにくいハードルであることは、容易に推測できる。以下に引用する文章は、1869年 (明治2年) に、ある日本人留学生がお世話になっている下宿の管理人に宛てた手紙文である。

Lake George
 Warren Co.
 July 19th, 69

Dear Mrs. Van Arsdale,

It gives much pleasure to inform you that I have arrived here last Tuesday safely and am enjoying very much.

<途中省略>

When you received anything for me please send me addressing:

c/o Allen Sheldon
 East Lake George
 Queensbury Warren Co.

手紙が書かれた年代を考慮するならば、この留学生が英語の目的語省略可能性に関して体系的な指導を受けていたとは考えにくい。通常の手紙文であれば、最初の文において、動詞giveの目的語meは省略不可能であり、動詞enjoyの目的語my stayは省略不可能である。同様に、最後の文では、動詞sendの目的語itは省略不可能であり、send it to meと書くべきである。⁽²⁾

2. 定目的語省略の語彙的条件

語用論的な回復可能性に関する条件に加えて、英語では、語彙的条件が必要となることを上で指摘した。この語彙的条件が単語の持つ他の特徴から予測可能であるのか、あるいは、各単語ごとに個別に指定することしかできないのか、を議論する必要がある。前者であれば、定目的語省略を許す動詞には、何らかの規則性があり、外国語として英語を学ぶ学習者は、その規則を学習すれば良いことになる。後者であれば、学習者は、定目的語省略を許す動詞のリストと定目的語の省略を許さない動詞のリストを覚えなければならない。定目的語の省略が、英語において、限定的な現象であることを考慮するならば、定目的語省略を許す動詞のリストのみを覚えればよいことになる。

動詞の分類を詳細に行っているLevin (1993) は、残念ながら、この定目的語省略を許す動詞を取り上げていない。⁽³⁾ Huddleston and Pullum (2002: 301) は、定目的語省略を許す動詞と許さない動詞を、それぞれ、(6.a) と (6.b) のように示している。

- (6) a. answer ask attend drive fail (test)⁽⁴⁾ fit
 follow interrupt lend lose (contest)⁽⁵⁾ obey
 prosecute pull telephone watch win (contest)
 b. *enjoy *punish *teach *write .

このリストを額面どおりに素直に解釈することは、不可能である。定目的語省略を許す動詞に限られていることを考えると、リスト(6.a)には、それなりの信頼性がある。しかしながら、定目的語省略を許さないリストが4つの動詞だけをメンバーとする(6.b)であるとは思えない。実際には、break, choose, likeなどの定目的語省略を許さない動詞を見つけることは、容易である。

- (7) a. *Kate bought a new camera but soon broke _____.
 b. You've got a new computer. *How did you choose _____?
 c. *Tom likes beer but I don't like _____.

したがって、本論では、(6.b)の方は、部分的なリストにすぎない、と解釈することにする。

定目的語省略を許す動詞の規則性を検討したFillmore (1986: 104) は、高い規則性をもった基準を提案することは、不可能であるとしながらも、次のような観察をしている。

- (8) In this connection it is particularly striking that the semantic role of Patient (or theme) appears not to occur among the definite omissibles.

この観察に基づいて, break, bend, destroy, move, liftの定目的語は, 省略できないと論じている。このような特徴を持つ動詞は, 当然, (6.b) のメンバーとして挙げられることになる。しかし, この観察は, (6.a) を特徴付ける規則性とは何か, という問いに直接的な答えを与えてくれるものではない。本論では, (6.a) と (6.b) とを区別する規則性をこれ以上追及することはしないでおく。つまり, (6.a) の動詞は, 語彙目録 (lexicon) において, 例えば, Definite Object Omissible の意味で [+DOM] と指定されていると考える。一方, (6.a) 以外の動詞は, (6.b) に挙げられているものに限らず, 全て, [-DOM] と語彙目録で指定されていると考える。

3. [-DOM] 動詞と定目的語の省略

定目的語の省略を通常許さない動詞, つまり, 本論で[-DOM] と指定することにした動詞が, 指示文 (instruction) などの一定の使用域 (register) では, その目的語の省略を許すことを Fillmore (1986) や Huddleston and Pullum (2002) が指摘している。

- (9) a. Store _____ in a cool place.
 b. Shake _____ before using.
 c. Keep _____ out of the reach of children. (Fillmore 1986:95)
- (10) a. Apply _____ liberally
 b. To open _____, pull lever. (Huddleston and Pullum 2002:301)

例(9)と(10)は, 家庭で用いられる日用品のラベルなどに書かれている指示文である。下線で示した目的語省略の位置には, ラベルの貼られている日用品が指示対象として回復されることになる。目に付く位置に記入しようとするならば, 限られたスペースしかなく, また, 簡潔な表現が要求される使用域の一つである。例(9)と(10)で用いられているstore, shake, keep, apply, openは, 全て, 定目的語省略を許さない [-DOM] と指定された動詞である。

同じような簡潔な表現が必要となる使用域として, レシピを追加することが可能である。例(11)は, レシピの中に頻繁に現われる指示文である。例(11.a)の最初の下線部には, 定目的語の鍋(the pan)が省略されている。例(11.a)の二番目の下線部と(11.b)及び(11.c)の下線部では, 目的語である調理中の材料(the ingredients)や出来上がった料理(the dish)が省略されている。

- (11) a. Cover _____, and cook _____ for 7 hours.
 b. Serve _____ with the topping of your choice.
 c. Remove bay leaves and season _____ with salt and black pepper.

例(11)で用いられているcover, cook, serve, seasonは, 定目的語省略を許さないために, [-

DOM] と指定された動詞である。

簡潔な表現が必要となる別の使用域として、命令文の一部をあげることが可能である。

- (12) a. Catch _____ !
 b. *I threw him the ball but he failed to catch _____. (Huddleston and Pullum 2002:301)

Huddleston and Pullum (2002:301) は、ボールの投げる際に、相手に向かって (12.a) のような定目的語を省略した命令文を発することは、可能であるが、通常の断定文 (12.b) では、定目的語省略は、不可能であると論じている。例 (12.a) でもまた、[-DOM] と指定された動詞が定目的語の省略を許していることになる。

命令文の全てにおいて、[-DOM] と指定された動詞が定目的語の省略を許すわけではない。次のような命令文では、定目的語の省略は不可能である。

- (13) a. So you broke the clock. *Take _____ to the repair shop.
 b. *Bring _____ to me.

例 (13.a) は先行する文脈から定目的語の指示対象が明らかであるが、[-DOM] と指定された動詞takeの定目的語の省略は不可能である。また、例えばゲーム機を使っている子供に対して、[-DOM] と指定された動詞を主動詞とする命令文 (13. b) は、不可能である。先の (12.a) は、ボールを投げる行為とほぼ同時に発せられるものであり、「緊急性」が求められている。これに対して、例 (13) には、「緊急性」が求められていない、と予想することができる。したがって、命令文においては、[-DOM] と指定された動詞が定目的語の省略を許すか否かの決定要因として、「緊急性」が役割を演じている可能性がある。

「緊急性」という概念が一定の妥当性を持つことを示すために、ビートルズが歌うHelpの歌詞を以下に引用する。

Help, I need somebody,
 Help, not just anybody,
 Help, you know I need someone, help.
 <途中省略>
 Help me if you can, I'm feeling down
 And I do appreciate you being round.
 Help me, get my feet back on the ground,

Won't you please, please help me.

<途中省略>

Won't you please, please help me, help me, help me, oh.

この歌詞の出だしの部分では、[-DOM]と指定された動詞helpが、定目的語であるmeを省略して3度用いられている。中ほどから定目的語meを省略せずに用いられ、最後の文も定目的語meをそのままに残している。出だしの部分は、「緊急性」を感じさせるが、途中のHelp me if you can, I'm feeling downでは、そのような「緊急性」は影を潜めている。歌詞の最後のWon't you please, please help me, help me, help me, oh.からは、皮肉な言い方をすれば、諦めを感じさせる。また、溺れそうになっているなどの身に迫った危険を知らせて助けを求める際に、(14.a)が発せられることは、必然的であるが、(14.b)や(14.c)が発せられることは、あり得ない。

- (14) a. Help _____ !
 b. Help me, please
 c. Help me if you can.

上で論じたように、命令文という使用域では、「緊急性」が決定要因になっている可能性がある。しかながら、これだけでは、議論として不十分であることが次の例から分かる。

- (15) We have beers, salad and hamburgers. So enjoy _____ !

例(15)では、[-DOM]と指定された動詞enjoyが、定目的語として想定されるthe partyの省略を許している。動詞enjoyが定目的語省略を許さないことは、既に、日本人留学生の書いた手紙文を引用することで議論した。パーティを始める際の表現である例(15)に類する表現は、他動詞enjoyの特殊な振る舞いとして、いくつかの英和辞典で取り上げられている。この表現が容認可能であることを、これまでに議論した意味での「緊急性」で説明することは、不可能である。したがって、「緊急性」という概念のみで、命令文一般における定目的語省略現象を説明することは、無理である。

次に、[-DOM]と指定された動詞が定目的語省略を許す別の場合として、目的語名詞句の統語構造に着目する。動詞knowを主動詞とする次の談話(16)は、定目的語が単純な名詞句であれば、定目的語の省略が不可能であることを示している。一方、同じ動詞knowを主動詞とする談話(17)は、目的語が補文構造を持つ場合には、定目的語の省略が可能であることを示している。

- (16) A: Do you know the president?

B: *Yes, I know _____ .

(17) A: Do you know he was fired?

B: Yes, I know _____ .

定目的語が補文構造を持つ場合にのみ、定目的語省略が可能となる動詞を Fillmore (1986) から拾い集めると、(18) のようなリストができる。

(18) forget hear know notice remember see

主動詞 know 以外の場合を、Fillmore (1986) が指摘する例に多少の表現を追加したうえで、次に示す。なお、次の例では、括弧の中の表現は、回復されるべき定目的語の具体例である。また、容認可能性に関するマークは、問題の定目的語が省略された場合に関するものである。

(19) a. *I forgot (my keys) .

b. I forgot (to fix it/that she'd fixed it) .

(20) a. *I heard (the song) .

b. I heard (that you resigned) .

(21) a. *He noticed (the mouse) .

b. He noticed (that she was blind) .

(22) a. *I remembered (my keys) .

b. I remembered (that he was there) .

(23) a. *I see (the rats) .

b. I see (that they're here) .

リスト(18)の動詞は、全て、理解・忘却・記憶・知覚など人間の認知活動に関する動詞である。ただし、(21)によって例示されるnoticeと(23)によって例示されるseeの場合には、単純な目的語を従える場合には視覚的認識であるが、補文を従える場合には、知的理解を表していることに注意する必要がある。リスト(18)の他の動詞の動詞には、このような意味の違いは観察されない。いずれにせよ、これらの動詞は、本来[-DOM]と指定されているにもかかわらず、定目的語が補文構造を持つ場合には、制限が緩み、定目的語省略を許すことになる。

4. 結論

本稿では、英語の限られ動詞に許される定目的語省略現象を中心に議論した。その結果、次の3つの結論を導いた。

- (i) 定目的語省略を許さないはずの動詞が、一定の使用域では、目的語の省略を許す。
- (ii) 使用域のうち、命令文では、「緊急性」が役割を演じていることが予想される。
- (ii) 認知活動に関わる動詞は、定目的語が補文である場合には、目的語の省略を許す。

注

1. 定目的語の省略以外に、不定目的語の省略、再帰代名詞の省略、相互代名詞の省略、体の一部を指す目的語の省略などの他のタイプの目的語省略現象が存在する。本論では、定目的語省略のみを取り扱う。
2. この手紙文を電文体 (telegraphic style) であると解釈し、そのために、定目的語が省略されているのではと論ずるのは、妥当ではない。電文体であれば、語用論的に回復可能な主語も当然省略の対象となるはずである。しかし、主語の省略は、この手紙文には観察されない。
3. Levin (1993) は不定目的語の省略や目的語の相互代名詞の省略を取り上げて、定目的語の省略を取り上げていない。本論で以下に議論するように、使用域や目的語の統語構造により、省略の条件が変動することが理由かもしれない。
4. 他動詞failには、「(テストに) 落ちる」という意味以外に、「(人を) 落第させる」「(人を) 失望させる」の意味がある。fail (test) の表記は、「(テストに) 落ちる」の用法に限るという指定である。
5. 他動詞loseには、「(コンテストで) 敗れる」と「(賞を) 取れない」の意味がある。lose (contest) の表記は、前者の用法に限るという指定である。同じことがwin (contest) にも当てはまる。

参考文献

- Brisson, C. 1994. The licensing of unexpressed objects in English verbs. *Papers from the 30th regional meeting of the Chicago Linguistic Society*. 90-102
- Fillmore, C. 1986. Pragmatically controlled zero anaphora. *Proceedings of the Berkeley Linguistic Society*. 95-107.
- Groefsema, M. 1995. Understood arguments: A semantic/pragmatic approach. *Lingua* 96:139-161.
- Huddleston, R. and G. K. Pullum. 2002. *The Cambridge grammar of the English language*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Levin, B. 1993. *English verb classes and alternations*. Chicago: The University of Chicago Press.
- Shopen, T. 1973. Ellipsis as grammatical indeterminacy. *Foundations of language* 10:65-77.
- Tachi, K. (館清隆) 2005. 「目的語省略と定性」『福井大学教育地域科学部紀要』. 第I部. 61:1-9.
- Tachi, K. (館清隆) 2007. 「定目的語省略の認可条件について」『福井大学教育地域科学部紀要』. 第I部. 63:45-51.
- Yasui, M. (安井稔) 1995. 『納得のいく英文解釈』東京: 開拓社.